

都城市高崎養護老人ホームたちばな荘指定管理者候補者選定の概要

都城市高崎養護老人ホームたちばな荘の指定管理者については、次のとおり候補となる団体を公募により選定しました。

なお、選定された団体を指定管理者とする議案が令和2年12月議会で可決された場合には、同団体が指定管理者として、本施設の管理運営に当たることとなります。

1 指定管理者候補者の概要

(1) 団体の名称

社会福祉法人スマイリング・パーク

(2) 代表者名

理事長 山田 一久

(3) 所在地

都城市牟田町26街区16号

(4) 設立年月日

昭和45年5月20日

(5) 従業員数

340名

(6) 業務内容

◎第1種社会福祉事業（特別養護老人ホームの経営、養護老人ホームの指定管理経営、養護老人ホームの経営）

◎第2種社会福祉事業（老人短期入所施設事業の経営、幼保連携型認定こども園の経営、一時預かり事業の経営、保育所の経営、老人デイサービス事業の経営、老人居宅介護等事業の経営、認知症対応型老人共同生活援助事業の経営、障害福祉サービス事業の経営、小規模多機能型居宅介護事業の経営、生計困難者に対する相談支援事業、放課後児童健全育成事業の経営、病児・病後児保育の経営、小規模保育事業の経営）

2 指定期間

令和3年4月1日 ～ 令和10年3月31日（7年間）

3 施設及び業務の概要

(1) 施設概要

施設名及び所在地	施設規模等
都城市高崎養護老人ホームたちばな荘 (都城市高崎町大牟田1340番地1)	敷地面積：12,818.00㎡ 延床面積：2,940.52㎡

## (2) 業務概要

本施設は、老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号。以下「法」という。）第 11 条第 1 項の規定に基づき、65 歳以上の者であって、環境上の理由及び経済的理由により居宅において養護を受けることが困難なものを入所させて養護すること、また、法第 10 条の 4 第 3 項の規定に基づき、養護者の疾病その他の理由により、居宅において介護を受けることが一時的に困難になったものを、短期入所させて措置することを目的として設置する。

また、入所した者（以下「入所者」という。）に対し、社会的活動に参加するための必要な指導及び訓練その他の援助を行い、その者が有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることを旨とする。ともに、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、社会福祉事業に関する熱意及び能力を有する職員により適切な処遇が提供できるよう、次に掲げる項目について管理運営を行うものとする。

- ① 入所者の受託及び退所等に関すること。
- ② 入所者の養護・処遇及び日常生活の自立支援等に関すること。
- ③ 短期入所者の養護・処遇及び日常生活の自立支援等に関すること。
- ④ 施設及び設備等を良好な状態で維持管理するとともに、積極的に環境整備等を行うこと。
- ⑤ 本施設は、地域に密着した施設としての実績が積み重ねられてきていることから、今後も同様に継続していくこととし、市内の小中学校、高校等の福祉体験の場として積極的に利用してもらうなど、地域社会に開かれた施設運営に努めること。
- ⑥ 施設における業務については、法の趣旨に基づき養護を必要とする入所者へのサービスという観点から、公正・公平なサービスに努めること。
- ⑦ 本施設の管理・運営のあり方等を含めて、その設置目的を最も効果的に達成できるよう都城市と密接に連絡を取るものとし、適宜都城市からの指導には従うよう努めること。
- ⑧ その他施設の管理運営上、都城市長が必要と認める事項

#### 4 事業計画の概要

事業計画書概要版のとおり

#### 5 選定結果の概要

##### (1) 公募の状況

###### ①申請団体数

3団体

###### ②指定管理者候補者選定までの経過

令和2年6月10日	第1回選定委員会開催
令和2年6月15日～令和2年6月30日	募集（広報都城6月号、市ホームページへの掲載）
令和2年7月3日	現地説明会
令和2年7月7日～令和2年7月17日	申請書類受付
令和2年8月27日	第2回選定委員会開催
令和2年9月24日	市長へ選定結果報告

##### (2) 都城市指定管理者候補者選定委員会委員構成

委員構成		人数
有識者	学識経験者	1人
	税理士	1人
	司法書士	1人
	行政書士	1人
	民生委員・児童委員	1人
施設利用者代表		1人

##### (3) 選定理由

申請のあった団体について、書類審査、面接審査を経て、選定基準に沿って採点を行った結果、「社会福祉法人スマイリング・パーク」の次の点を特に評価し、指定管理者候補者として適性があると判断した。

「選定基準1 市民の平等な利用が確保されること」

・施設の設置目的を十分に理解しており、第三者委員会を設置して公平・平等な相談対応に取り組んでいることに加え、SDGs等持続可能な目標を掲げており、入所者に対する適切な対応が期待できること。

「選定基準2 事業計画の内容が施設の効用を最大限に発揮するものであること」

・入所者の生活の質が尊重されており、少人数での食事等の新たな取組が提案されていることや、ICTが有効に活用されていることから、入所者の満足度を高めるサービス提供が見込まれること。

「選定基準3 経済的な管理運営が図られ、経費配分が適正であること」  
・団体が経営する他の養護老人ホームの管理事務をネットワークでつないで団体本部で行うなど、業務の効率化が期待できること。

「選定基準4 事業計画に沿った管理を安定的に行う物的能力及び人的能力を有していること」  
・これまでの類似施設の管理運営の実績が豊富であり、様々な経営ノウハウを活用した先駆的な管理運営が期待できること。

「選定基準5 地域に貢献する取組が確保されていること」  
・社会福祉法に基づく「地域貢献」を正しく理解しており、地域の特性に応じた公益活動の創出により地域活性化への期待が持てること。

「選定基準6 その他、公の施設を管理させるに当たり必要な基準」  
・他の類似施設の管理運営実績から、業務遂行に必要とされる専門性や経験を持った職員について、基準以上かつ適正な配置が期待できること。

#### (4) 選定委員会における主な意見

##### 〈選定基準に関する事項〉

- ・選定基準については、養護老人ホームという施設の特性を考慮し入所者に対する処遇を重視し、「施設の整備、機能等の有効活用について、提案がされているか」と「利用者の生きがづくり等の提案がされているか」に重点的に配点を行った。
- ・また、地域社会に開かれた施設運営に努めていただく観点から、地域行事への参加等地域のつながりを重視した取組の確保を目指している「地域貢献」についても重視した。
- ・施設を運営する人員配置について基準を上回る取組をした場合、高く評価することとした。

#### (5) 選定結果

別紙のとおり

選定結果

選定基準	配点	採点結果			審査項目	一人当たり配点	審査内容
		A法人	スマイリング・パーク	B法人			
1 市民の平等な利用が確保されること	90	60.0	62.4	55.2	管理運営方針等 平等利用	15	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市の管理方針を認識しているか。</li> <li>・公の施設の設置目的を理解しているか。</li> <li>・申請団体の経営モラルは適切か。</li> <li>・環境に配慮した取組をしているか。</li> <li>・相談や苦情等の対応が提案されているか。</li> </ul>
2 事業計画の内容が施設の効用を最大限に発揮するものであること	144	96.0	111.2	84.0	サービス・利便性の維持向上	24	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者サービスの向上について提案がされているか。</li> <li>・施設の維持管理、安全管理を的確に行えるか。</li> <li>・施設の設備、機能等の有効活用について、提案がされているか。</li> <li>・利用者の生きがいづくり等の提案がされているか。</li> </ul>
3 経済的な管理運営が図られ、経費配分が適正で	84	53.2	61.6	51.8	経費配分	14	<ul style="list-style-type: none"> <li>・具体的な管理業務の効率化が提案されているか。</li> </ul>

あること							・適正な経費配分の考え方について提案されているか。
4 事業計画に沿った管理を安定的に行う物的能力及び人的能力を有していること	186	129.0	133.0	115.6	物的能力 人的能力	31	<ul style="list-style-type: none"> <li>・安定した運営が可能な申請団体の財務状況か。</li> <li>・類似施設を良好に運営した実績があるか。</li> <li>・収支計画の積算根拠が明確で、実現可能なものか。</li> <li>・収支計画と事業計画の整合性は図られているか。</li> <li>・組織体制、勤務体制、責任体制が確立されているか。</li> <li>・業務従事者の指導育成、研修体制及び接遇向上のための提案がされているか。</li> <li>・個人情報保護、情報公開及び労働法令等について十分認識しているか。</li> </ul>
5 地域に貢献する取組が確保されていること	48	32.6	36.8	30.0	地域貢献	8	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地元における地域貢献の取組が示されているか。</li> <li>・社会福祉法人として「地域における公益的な取組」をどのように認識しているか。</li> </ul>
6 その他、公の施設を管理させるに当たり必要な	48	27.2	32.0	28.8	その他	8	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公の施設を管理させるに当たり、人員配置について基準を上回</li> </ul>

基準							る取組をしているか。
合計	600	398.0	437.0	365.4		100	
〈参考〉：提案金額（単位：千円）					（令和3年度）111,472		

※提案金額をそのまま指定管理料として決定するものではなく、予算査定等を経て市議会の議決により決定するものです。